

「フロンティア」を拓く取組

対応融資

中小企業向け県制度融資

フロンティア推進資金

を
ご利用ください！

フロンティア推進区域内で 土地の取得、建物・設備
に利用できる大型の制度融資です！

融資限度額 10億円

金利:年1.65%以内
(固定金利)

【融資期間】
最長15年間
(据置5年以内)

県の利子補給率
最大

0.67%

(信用保証 任意)

フロンティア推進区域とは…

防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを実現する「フロンティア」を拓く取組の県全域への拡大に向けて、市町が取組や事業を支援するために、静岡県が市町の申請に基づき指定する区域です。【34市町72区域が対象（令和8年4月現在）】

具体的には、以下の区域です。

- 防災・減災と地域成長の両立を目指す「フロンティア」を拓く取組の基本理念に適合していること。
- 事業実施にあたり、国へ土地利用など規制の特例措置を求める必要がないこと。
- 市町が構想※を有するとともに、事業に関する合意形成等の体制が整っているなど、取組や事業の実施が確実なこと。

※構想とは、市町が承認した民間が主導し策定したものを含みます。

具体的な区域はこちら [静岡県 フロンティア](#)

検索

県制度融資は、県が金融機関に利子補給（年0.67%以内）することで、利用者が低利で融資を受けることができます。また、信用保証協会の協力を得て、保証料も割安（▲0.15～▲0.6%）になっています。

『フロンティア推進資金』の概要

(令和8年9月1日現在)

区 分		内 容
融資対象者		防災・減災と地域成長を目指すフロンティア推進区域、既存のフロンティア推進区域と連携・補完し合い推進エリアを形成するフロンティア新拠点区域、又はフロンティア循環拠点区域における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う個人事業者、会社、組合
融資限度額		10億円
利 率 等		所定金利(金融機関): 2.32% 以内 利子補給率(県): 0.67%以内 融資利率(申請者負担): 1.65%以内
資金使途		フロンティア推進区域における事業の実施に必要な設備資金で次に掲げるもの ・ 土地の取得(造成費を含む。)に要する資金 (土地を先行取得する場合は、計画地において、2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。) ・ 建築物の建築・増築に要する資金 (県で制定した「建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。) ・ 既存建築物の取得(改修を含む。)に要する資金 (地震対策済であるもの又はフロンティア推進区域の事業内容に合致したものであり、1年以内に次のいずれかの条件を満たす改修を行うものに限る。) (ア) (一財)日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県(くらし・環境部)の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては東海地震を考慮した耐震性能を有していること。 (イ) (一財)日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。 (ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。 ・ 工作物の建設又は取得に要する資金 ・ 機械、設備等の取得に要する資金(移転又は分散に伴い更新する場合を含む。) ・ 静岡県第4次地震被害想定に対する対策に要する資金(計画地におけるものに限る。) ・ 土地、建築物等の登録等にかかる費用(固定資産台帳に計上するものに限る。)
保証料率		金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%~1.3%(有担保の場合0.1%割引)
融資期間		15年以内(据置5年以内)
償還方法		元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び保証人		金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
ホームページ		https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028464.html
提出書類	申 込 時	【必須】申込書、事業計画書(様式第18号)、見積書、土地取得・工事等の見積書、フロンティア推進資金支給対象事業者確認書(様式第18号別紙)、計画地の地図、決算書(直近2年間)等 【資金使途により】設計図書、耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し等
	実 施 後	【必須】市町との防災協定又はBCPの写し 【資金使途により】登記事項等証明書、工事完了確認書の写し、基準適合建築物の認定通知書の写し、基準適合建築物に交付されるプレートの写し又は写真等
留 意 事 項		本資金は「令和9年度」までの時限資金となっております。 今後、県から延長のお知らせがない限りは「令和10年2月末までに融資実行するもの」が対象となりますのでご注意ください。

- ・ お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・ お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)

